

大阪信愛学院短期大学学則

第1章 総 則

第1条 本学は、大阪信愛学院短期大学と称し、本部を大阪市城東区古市2丁目7番30号に置く。

第2条 本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の下に、カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きることを建学の精神とし、建学の精神に従って豊かな心を養うと共に物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる有為な女性を育成することを目的とする。

学科の目的

○子ども教育学科

建学の精神に則り、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身につけた、心豊かな保育者・教育者の養成を目的とする。

○看護学科

建学の精神に則り、幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護が提供できる看護師の育成を目的とする。

第2章 自己評価等

第3条 本学は、建学の精神及び教育目的を堅持しつつ、自らを点検評価することにより、本学に求められる社会的要請に応え、教育研究活動の充実とその水準の向上に努めるものとする。

2 前項の自己点検評価に関する実施規程は別に定める。

第3章 学科及び学生定員

第4条 本学に設置する学科及びその定員は、次の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
子ども教育学科	120人	240人
看護学科	80人	240人
計	200人	480人

第4章 修業年限・学年・学期及び休業日

第5条 本学の修業年限は、子ども教育学科においては2年、看護学科においては3年とする。ただし、在学年限は、子ども教育学科では通算4年、看護学科では通算6年を越えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が在学年限を越えて在学を希望する場合、教授会において審議し、学長がこれを認めることができる。

3 GPAが1.2未満の者については、原則として進級できない。

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて2学期制とする。ただし、期間については、原則として下記のようにする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は、次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(平成17年法律第43号)に規定する休日

開学記念日 4月20日

年度により別に定める春期、夏期、及び冬期休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

3 学長が必要と認めた場合は、休業日に授業その他を行うことができる。

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 学科目及び教育課程

第10条 学科目は、子ども教育学科においては基礎科目・専門科目及び教職科目とし、看護学科においては総合教育科目及び専門教育科目とする。

2 教育課程は別に定める。(別表1～5)

第6章 履修方法及び単位計算基準

第11条 子ども教育学科の学生にあつては、基礎科目・専門科目及び教職科目を2か年に分けて履修し、看護学科の学生にあつては、総合教育科目・専門教育科目を3か年に分けて履修するものとする。

第12条 履修の方法は、次の基準によるものとする。

(1) 子ども教育学科

①基礎科目(外国語2単位・体育2単位を含む)12単位以上を修得すること。(別表1)

②専門科目及び教職科目44単位以上を修得すること。(別表2-1・2-2)

(2) 看護学科

①総合教育科目15単位以上を修得すること。(別表3)

②専門教育科目84単位以上修得すること。(別表4)

(3) 本学の学科において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は次の通りである。

子ども教育学科

幼稚園教諭二種免許状

小学校教諭二種免許状

(4) 保育士の資格を取得しようとする者は、本条第1号に規定するもののほか児童福祉施行規則第39条の2により、その定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

第13条 前条に規定する各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。なお、授業においてメディアを利用することがある。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲において別に定める授業時間数をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間の範囲において別に定める授業時間数をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第7章 学習の評価、修了認定及び卒業

第14条 成績評価は、試験、学習報告、実習状況、平素の学習状況等によって行い、合格した者に対して、その科目の修了を認め単位を与える。

2 成績はS・A・B・C・Fの評価をもってあらわし、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。但し、教授会の定めるところによりこれら以外の表記であらわすことができる。

3 各科目について每期その授業時数の3分の1を越えて欠席した場合、当該科目は不合格とする。

4 忌引・病気・交通事故等特別の事情のために試験を受けなかった学生は、追試験を受けることができる。

5 第34条に規定する入学金その他の経費を所定の期日に納めない者については、成績評価は行わない。

第 15 条 本学を卒業するためには、子ども教育学科においては 2 年以上在学し、第 13 条に基づき、62 単位以上を、看護学科においては 3 年以上在学し、99 単位以上を修得しなければならない。

第 16 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

第 17 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第 18 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、子ども教育学科においては 30 単位、看護学科においては 45 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第 19 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなした単位数と合わせて子ども教育学科においては 30 単位、看護学科においては 45 単位を超えないものとする。

第 20 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 19 条第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて子ども教育学科においては 30 単位、看護学科においては 45 単位を超えないものとする。この場合において、第 19 条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは子ども教育学科においては 45 単位、看護学科においては 60 単位を超えないものとする。

4 既修得単位等の認定に関する規定は別に定める。

第 8 章 入学・退学・休学及び転学

第 21 条 入学は、4 月 1 日とする。転入学・再入学の場合は、学期の始めとする。

第 22 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子に限り、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

第 23 条 入学志願者については、選考の上入学を許可すべき者を定める。

2 次の各号の一に該当し、社会人入学を志願する者については、社会人特別選考の上入学を許可すべき者を定める。

1. 入学時において、高等学校卒業後通算して 2 年以上の職業経験のある者
2. 入学時において、満 21 歳以上の者

第 24 条 本学に再入学を志願する者については、選考の上入学を許可することができる。

第 25 条 他の大学及び本学の他の学科から転入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り選考の上入

学を許可することができる。

第26条 前2条の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第27条 入学を許可された者は、保証人1名を定めなければならない。

第28条 入学を許可された者は、入学の諸手続き及び宣誓を行わなければならない。故なく所定の手続きをなさず又は宣誓を行わないときには、入学許可はその効力を失う。

第29条 退学・転学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 在籍のまま他学への受験は認めない。

第30条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き2か月以上休学しようとするとき又は休学の事由止み復学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。但し、病気の場合は、医師の診断書の添付を要する。

第31条 休学の期間は、1年を越えることができない。但し、特別の事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は、通算2年を越えることはできない。

3 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

第9章 入学検定料・入学金・その他費用・授業料

第32条 入学を志願する者は、別表5による入学検定料を納めなければならない。

第33条 入学を許可された者は、別表5による入学金その他の経費を期間内に納めなければならない。

2 第24条第2項に規定する社会人特別選考により入学を許可された者については、別表5における入学金および授業料の半額相当額を、奨学金として減免する。但し、授業料の減免は、修業年限を超えておこなうことはできない。

3 第8条に定める学期毎に規定した授業料等納付金を所定の期日までに納めない者は、以後の学期の科目履修をすることができない。但し、本学が別に認めた場合はこの限りではない。

4 督促を受けてなお授業料等納付金を滞納した場合、また成業の見込みが無い場合は、除籍の対象となる。

第34条 授業料は別表5によって、4月及び10月に等分して納付しなければならない。

2 特別の事情ある者については、10回に等分して分納することができる。

第35条 一期間を通じて休学した場合には、その期の授業料を免除する。但し、この場合別表5による在籍費を納入しなければならない。

第36条 退学した場合、除籍せられ又は退学を命ぜられた場合は、その期の授業料は徴収する。

2 停学を命ぜられた場合もその期間中の授業料を徴収する。

第37条 既納の検定料、入学金、授業料等納付金は、如何なる理由があっても返還しない。

第10章 職員組織

第38条 本学に次の職員を置く。

学長・副学長・教授・准教授・助教・助手
事務部長・事務職員

2 前項のほか、講師を置くことができる。

3 第1項、第2項のほか、必要に応じて他の職員を置くことができる。

4 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

5 副学長は、学長を補佐し、学長不在の折は、その代行をする。

6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者で

- あって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力又は実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。
 - 8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
 - 9 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。
 - 10 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
 - 11 事務部長は、学内の一般事務を掌る。
 - 12 事務職員は、教務・庶務・会計その他の事務に従事する。

第 11 章 教授会

第 39 条 重要な事項を審議するため、本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(次項において「代議員会等」という。)を置くことができる。
- 3 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 4 代議員会等の設置およびその構成員は、教授会の議決を経て決定される。

第 40 条 教授会は、学長及び教授をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会に准教授・講師を加える事ができる。
- 3 教授会に関する規程は別に定める。

第 12 章 児童教育研究所・生命環境総合研究所

第 41 条 本学に児童教育研究所及び生命環境総合研究所を置く。

- 2 児童教育研究所の管理運営その他必要な事項は別に定める。
- 3 生命環境総合研究所の管理運営その他必要な事項は別に定める。

第 13 章 図書館・情報教育センター

第 42 条 本学に図書館及び情報教育センターを置く。

- 2 図書館の管理運営その他必要な事項は別に定める。
- 3 情報教育センターの管理運営その他必要な事項は別に定める。

第 14 章 寄宿舍

第 43 条 本学に寄宿舍を置くことができる。

- 2 寄宿舍の管理運営その他必要な事項は別に定める。

第 15 章 委託生・科目等履修生・聴講生・外国学生

第 44 条 官公庁その他の機関又は外国政府から本学の学科目につき履修する者の委託を願い出られたときは、本学の学生の修学に妨げない場合に限り選考の上委託生として許可することができる。

第 45 条 前条により入学した者は、その履修した科目につき試験を受けることができる。

- 2 前項の試験に合格した者には証明書を授与することができる。

第 46 条 本学の学生以外の者が一つまたは複数の授業科目の履修を願い出た場合は、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本学則第 15 条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第 47 条 科目等履修生の諸費用は別表 5 による。委託生の諸費用は別に定める。

第 48 条 本学学生以外の者が特定の授業科目の全てまたは一部について聴講を願い出た場合は、本学の教育

に支障がない限りにおいて聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

第 49 条 本学看護学科卒業生が看護師国家試験受験のために必要な図書利用や授業科目の聴講等を願い出た場合は、本学の教育に支障のない限りにおいて、看護学科研修生として許可することができる。

2 看護学科研修生に関する事項は、別に定める。

第 50 条 外国人で第 23 条に定める資格を有し且つ外国政府の推薦により入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生は、定員外とする。

3 外国人学生には、本学の諸規則を適用する。

第 16 章 公開講座

第 51 条 本学は、社会人の生涯学習の促進ならびに地域文化の向上発展に寄与するため、公開講座を開設することができる。

2 前項の講座のひとつとして、訪問介護員養成研修を開講することができる。

第 17 章 賞罰及び除籍

第 52 条 学術・徳行・その他の業績において特に優良と認められる学生に対しては、教授会の議にもとづいて表彰することができる。

第 53 条 本学の規則に違反し、その他学生としての本分に反する行為をした者に対しては、教授会の議にもとづいて懲戒する。

2 懲戒は、訓告・停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 54 条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けても所定の期限までに納付しない者

(2) 第 5 条に規定する在学期間を越えた者

(3) 第 32 条に規定する休学期間を越えて復学を願い出ない者

附 則

(施行期日)

1 この学則改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則改正(別表 6)は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

3 この学則改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

4 この学則改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

5 この学則改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

6 この学則改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

7 この学則改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

8 この学則改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

9 この学則改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

10 この学則改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

11 この学則改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

12 この学則改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

13 この学則改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

14 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 11 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

- 15 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 12 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 16 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 13 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 17 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 14 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 18 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 15 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 19 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 16 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 20 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 17 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 21 この学則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 18 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 22 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 19 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 23 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 20 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 24 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 21 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 25 この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし平成 21 年度後期入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 26 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 22 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 27 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 23 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 28 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 24 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 29 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 25 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 30 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 26 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 31 この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年 10 月 1 日現在、在学する学生には別表 5 のみ適用し、その他の部分については、なお、従前の学則とする。
- 32 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 28 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 33 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 29 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 34 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 29 年度以前に入学した学生には、別表のみ従前の学則とする。
- 35 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 31 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 36 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし令和 2 年 4 月 1 日現在、在学する学生には別表 5 のみ適用し、その他の部分については、なお、従前の学則とする。
- 37 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし令和 3 年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

子ども教育学科

(別表1)

基礎科目

授 業 科 目	授業形態	1単位当たり授 業時間数	開 講 単 位 数			備 考
			必修単位	選択単位	計	
キリスト教と人間Ⅰ	講義	15時間	2		2	
キリスト教と人間Ⅱ	講義	15時間	2		2	
現代とキリスト教	講義	15時間	2		2	
現代と女性Ⅰ	講義	24時間		2	2	
現代と女性Ⅱ	講義	24時間		2	2	
社会と人権（日本国憲法）	講義	15時間		2	2	
時代様式と音楽	講義	15時間		1	1	
科学の楽しみ	講義	15時間		1	1	
数学の楽しみ	講義	15時間		1	1	
社会と子ども	講義	15時間		1	1	
サービスラーニング	演習	30時間		1	1	
English Communication A	演習	30時間		1	1	
English Communication B	演習	30時間		1	1	
English Communication C	演習	30時間		1	1	外国語から
English Communication D	演習	30時間		1	1	2単位以上必修
海外語学研修（英語）	演習	20時間		2	2	
フランス語	演習	30時間		4	4	
体育（講義・実技）	講義	7.5時間	2		2	
	実技	22.5時間				
基礎教育講座	演習	30時間		1	1	
情報倫理	e-Learning	15時間		1	1	
園芸論	講義	15時間		2	2	
ガーデニング	演習	30時間		2	2	
園芸療法論	講義	15時間		2	2	
園芸療法実習	実習	30時間		2	2	
キャリアガイダンス	演習	30時間		1	1	
子どもの世界	講義	15時間		1	1	卒業に必要な単位に 算入できない
			8	33	41	

(別表2-1)

専 門 科 目

授 業 科 目	授業形態	1単位当 り授業時間 数	開 講 単 位 数			備 考
			必修単位	選択単位	計	
国語	講義	15時間	2		2	書写を含む
社会	講義	15時間		2	2	
算数	講義	15時間		2	2	
理科	講義	15時間		2	2	
生活	講義	15時間		2	2	
音楽	演習	30時間	2	2	4	
図画工作	演習	30時間	2		2	
家庭	講義	15時間		2	2	
体育	演習	30時間	2		2	
外国語（英語）	演習	15時間		1	1	
童謡創作	演習	30時間		2	2	音楽理論
言語表現	演習	15時間		1	1	
子ども家庭支援の心理学	講義	15時間		2	2	
保育原理	講義	15時間		2	2	
保育者論	講義	15時間		2	2	
社会的養護Ⅰ	講義	15時間		2	2	
子どもの保健	講義	15時間		2	2	
子どもの健康と安全	演習	15時間		1	1	
子どもの食と栄養	演習	15時間		2	2	
社会的養護Ⅱ	演習	15時間		1	1	
子育て支援	演習	15時間		1	1	
子ども家庭支援論	講義	15時間		2	2	
保育実習Ⅰ	実習	40時間		4	4	
保育実習指導Ⅰ	演習	15時間		2	2	
野外活動	講義	4時間		2	2	
	演習	16時間				
キリスト教的保育論	講義	15時間		2	2	
モンテッソーリ保育	講義	15時間		2	2	
乳児保育Ⅰ	講義	15時間		2	2	
乳児保育Ⅱ	演習	15時間		1	1	
情報機器演習	演習	30時間		2	2	
保育実習Ⅱ	実習	40時間		2	2	
保育実習指導Ⅱ	演習	15時間		1	1	
臨床心理学	講義	15時間		2	2	
社会福祉論	講義	15時間		2	2	
子ども家庭福祉	講義	15時間		2	2	
ペアレントエデュケーション	講義	15時間		2	2	
障害児保育	講義	15時間		2	2	
こども音楽療育概論	講義	15時間		2	2	
こども音楽療育演習	演習	30時間		1	1	
こども音楽療育実習	実習	30時間		1	1	

授 業 科 目	授業形態	1単位当 り授業時間 数	開 講 単 位 数			備 考
			必修単位	選択単位	計	
国際社会と子どもの保育	実習	30時間		1	1	
ヒューマン・ライツ	講義	15時間		2	2	
卒業研究	演習			3	3	
音図体実践力アップ講座（音楽Ⅰ）	演習	30時間		1	1	
音図体実践力アップ講座（音楽Ⅱ）	演習	30時間		1	1	
音図体実践力アップ講座（音楽Ⅲ）	演習	30時間		1	1	
音図体実践力アップ講座（図画工作Ⅰ）	演習	30時間		1	1	
音図体実践力アップ講座（図画工作Ⅱ）	演習	30時間		1	1	
音図体実践力アップ講座（図画工作Ⅲ）	演習	30時間		1	1	
音図体実践力アップ講座（体育Ⅰ）	演習	30時間		1	1	
音図体実践力アップ講座（体育Ⅱ）	演習	30時間		1	1	
音図体実践力アップ講座（体育Ⅲ）	演習	30時間		1	1	
			8	82	90	

(別表2-2)

教職科目

科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	授業形態	1単位当たり授業時間数	開講単位数			備考
					必修単位	選択単位	計	
保育内容の指導法に関する科目	・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容（健康）	演習	30時間		1	1	
		保育内容（人間関係）	演習	30時間		1	1	
		保育内容（環境）	演習	30時間		1	1	
		保育内容（言葉）	演習	30時間		1	1	
		保育内容（表現）	演習	30時間		1	1	
		保育内容総論	演習	30時間		1	1	
		幼児と音楽[a]	演習	30時間		1	1	
		幼児と音楽[b]	演習	30時間		1	1	
		幼児の造形活動[a]	演習	30時間		1	1	
		幼児の造形活動[b]	演習	30時間		1	1	
教科の指導法に関する科目	・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語科指導法	演習	15時間		2	2	書写を含む
		社会科指導法	演習	15時間		2	2	
		算数科指導法	演習	15時間		2	2	
		理科指導法	演習	15時間		2	2	
		生活科指導法	演習	15時間		2	2	
		音楽科指導法	演習	15時間		2	2	
		図画工作科指導法	演習	15時間		2	2	
		家庭科指導法	演習	15時間		2	2	
		体育科指導法	演習	15時間		2	2	
		外国語（英語）指導法	演習	15時間		2	2	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育原理	講義	15時間	2		2	
		教職論	講義	15時間	2		2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	教育心理学	講義	15時間	2		2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別支援教育	演習	15時間	2		2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解							
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む） ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・教育課程論	講義	15時間	2		2	
		・道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	講義	15時間		1	
	・総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	演習	15時間		1	1	
	・特別活動の指導法	特別活動の指導法	演習	15時間		1	1	
	・幼児理解の理論及び方法	幼児の理解	演習	15時間		1	1	
	・生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	講義	15時間		2	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	講義	15時間		1	1	
	教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習（幼・小）	教育実習	40時間		5	
（事前・事後指導を含む）			事前事後指導	30時間				
・教職実践演習		教職実践演習（幼・小）	演習	15時間		2	2	
大学が独自に設定する科目		介護等体験実習	実習	40時間		1	1	
		介護等体験実習の事前事後指導	実習	30時間		1	1	
					10	46	56	

看護学科

(別表3)

総合教育科目

授 業 科 目	1単位当たり 授業時間数	開 講 単 位 数			備 考
		必修単位	選択単位	計	
キリスト教と人間A	26	0.5		0.5	
キリスト教と人間B	26	0.5		0.5	
現代と女性IA	30	0.5		0.5	
現代と女性IB	30	0.5		0.5	
現代とキリスト教A	26	0.5		0.5	
現代とキリスト教B	26	0.5		0.5	
現代と女性IIA	30	0.5		0.5	
現代と女性IIB	30	0.5		0.5	
スポーツと健康	26	1		1	
文章表現	24	1		1	
基礎演習	24	1		1	
情報科学	26	1		1	
応用情報科学	24		1	1	*
生物学	24		1	1	*
化学	24		1	1	*
社会学	15		1	1	*
教育学	15		1	1	*
心理学	15		1	1	*
統計学	24		1	1	*
ヒューマン・ライツI	15		1	1	*
英語A	30	1		1	
英語B	30	1		1	
英語C	30	1		1	
英語D	30	1		1	
園芸論	15		2	2	
ガーデニング	30		2	2	
園芸療法論	15		2	2	
園芸療法実習	30		2	2	
音楽療法	15		2	2	
情報倫理	15		1	1	*
ヒューマン・ライツII	15		1	1	*
国際理解	30		1	1	*
海外語学研修(英語)	20		2	2	*
キャリアガイダンス	15		1	1	*
医療看護入門	15		1	1	*
		12	25	37	

(別表4)

専門教育科目

授 業 科 目	1単位当たり 授業時間数	開 講 単 位 数			備 考
		必修単位	選択単位	計	
生体の機能	26	1		1	
人体の構造と機能Ⅰ	26	1		1	
人体の構造と機能Ⅱ	26	1		1	
生化学	26	1		1	
生命科学	26	1		1	
健康生活と栄養学	26	1		1	
社会心理学	15	1		1	
カウンセリング論	15	1		1	
社会福祉と社会保障論	26	1		1	
医療・看護と法律	15	1		1	
医療・生命倫理	15	1		1	
リハビリテーション論	15	1		1	
公衆衛生学(疫学)	26	1		1	
微生物学	26	1		1	
病理学	26	1		1	
疾病・治療論Ⅰ	26	1		1	
疾病・治療論Ⅱ	26	1		1	
疾病・治療論Ⅲ	26	1		1	
疾病・治療論Ⅳ	26	1		1	
薬理学	26	1		1	
臨床検査	15	1		1	
看護の基礎	15	1		1	
看護コミュニケーションと 看護の基本技術Ⅰ	26	1		1	
看護コミュニケーションと 看護の基本技術Ⅱ(演習)	26	1		1	
生活援助技術と 治療・処置に伴う援助Ⅰ	26	1		1	
生活援助技術と 治療・処置に伴う援助Ⅱ(演習)	26	1		1	
基礎看護の課題と探求(演習)	26	1		1	
フィジカルアセスメントⅠ	26	1		1	
フィジカルアセスメントⅡ(演習)	26	1		1	
看護過程論	26	1		1	
看護研究の基礎	20	1		1	
基礎看護学実習Ⅰ	40	1		1	
基礎看護学実習Ⅱ	40	2		2	
母性看護学概論	15	1		1	

授 業 科 目	1単位当たり 授業時間数	開 講 単 位 数			備 考
		必修単位	選択単位	計	
母性看護学方法論Ⅰ	26	1		1	
母性看護学方法論Ⅱ	26	1		1	
母性看護の課題と探求(演習)	26	1		1	
母性看護学実習	40	2		2	
小児看護学概論	15	1		1	
小児看護学方法論Ⅰ	26	1		1	
小児看護学方法論Ⅱ	26	1		1	
小児看護の課題と探求(演習)	26	1		1	
小児看護学実習	40	2		2	
成人看護学概論	15	1		1	
成人看護学方法論Ⅰ(慢性期)	26	1		1	
成人看護学方法論Ⅱ(急性期)	26	1		1	
成人看護学方法論Ⅲ(緩和ケア・ターミナル期の看護)	26	1		1	
成人看護の課題と探求(演習)Ⅰ(慢性期)	26	1		1	
成人看護の課題と探求(演習)Ⅱ(急性期)	26	1		1	
成人看護学実習Ⅰ(慢性期)	40	3		3	
成人看護学実習Ⅱ(急性期)	40	3		3	
老年看護学概論	15	1		1	
老年生活機能アセスメントと 老年看護学Ⅰ	26	1		1	
老年生活機能アセスメントと 老年看護学Ⅱ	26	1		1	
老年生活機能アセスメントと 老年看護の課題と探求(演習)	26	1		1	
老年看護学実習Ⅰ	40	1		1	
老年看護学実習Ⅱ	40	3		3	
精神保健	15	1		1	
精神看護学方法論	15	2		2	
精神看護の課題と探求(演習)	26	1		1	
精神看護学実習	40	2		2	
在宅看護論	15	1		1	
在宅看護論方法論Ⅰ	15	1		1	
在宅看護論方法論Ⅱ	15	1		1	
在宅看護の課題と探求(演習)	26	1		1	
在宅看護論実習	40	2		2	
看護管理・リスクマネジメント	26	1		1	
総合看護実習	40	2		2	
災害看護論	15	1		1	
国際看護論	15	1		1	
看護研究	15	1		1	
		84		84	

(別表5)

学則条項	納付金種別	金額 (円)	備考
第32条	入学検定料	30,000	入学試験
第33条	入学金	200,000	入学時
第33条	授業料		年額
第34条	(子ども教育学科のみ)	863,000	
	(看護学科のみ)	1,118,000	
第33条	教育充実費		〃
第34条	(子ども教育学科のみ)	332,000	
	(看護学科のみ)	412,000	
第35条	在籍費	15,000	休学時半年毎
第47条	検定料	10,000	
〃	登録料	15,000	
〃	履修料		
	(子ども教育学科のみ)	1単位 12,000	
	(子ども教育学科実習履修料)	(実費)	
	(看護学科のみ)	15授業時間 16,000	
	(看護学科実習履修料)	1単位 26,000	